

令和3年度第2回定時理事会議事録

1 日時

令和3年12月10日（金） 午後2時00分から午後3時10分まで

2 場所

小平市美園町1丁目8番5号 小平市民文化会館 地下1階レセプションホール

3 出席者

(1) 来館による出席者

理事：教山裕一郎（代表理事・議長）、栗山丈弘、剣持庸一、篠宮智己

監事：関口徹夫

(2) オンラインによる出席者

監事：高橋昭

(3) 遅参による出席者

なし

(4) 欠席者

玉置善己

(5) 事務局

首藤事務局長兼総務課長、新井事業課長、玉井事業担当係長、小山ふるさと村担当係長、窪田管理担当係長、永瀬総務担当主任

4 議題

報告事項 代表理事の職務執行の状況について

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度事業計画（案）について」

第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度第2回定時評議員会の招集について」

5 議事の経過とその結果

午後2時00分、教山代表理事（以下「教山議長」という。）が、来館による出席者とオンラインによる出席者において、双方向性、即時性を確認し開会を宣言した。

(1) 定足数の確認

首藤事務局長兼総務課長（以下「首藤事務局長」という。）より、会議成立に必要な定足数について、理事の現在数5名、会議の定足数3名のところ、本日の出席者4名という報告があり、定款第35条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

教山議長は議事に入る前に、新型コロナウイルスに関連し、国内で多くの対策がとられていることを踏まえ、財団の現在の対応状況について、事務局に説明を求めた。

教山議長の求めに応じて、首藤事務局長から、次のような説明があった。

新型コロナウイルス感染症の対応状況を報告する。

前回5月の理事会は、第3回目の緊急事態宣言の最中であった。その後、6月21日には緊急事態宣言が解除、7月8日からは第4回目の緊急事態宣言の発出、東京オリンピック・パラリンピッ

クの開催を経て、9月末には緊急事態宣言の解除、そして現在は、新規感染者数の減少傾向から、東京都の対策として基本的対策徹底期間が施行されているところである。これまでの間、大きな動きがあるたびに役員のみなさまには当財団が管理する施設の運営についてお知らせをしているが、これまでの間の当財団の対応状況について、概要を報告する。

5月中旬以降も、再度の緊急事態宣言が発出された状況ではあったが、国、東京都や市の要請を踏まえた上で、施設の開館・開園は継続してきた。お客様にご協力いただいた点としては、夜間の施設利用の終了時刻の繰り上げや、主に収容定員に配慮したイベントの開催制限等、施設入場時の手指消毒や検温の実施に取り組み、感染症拡大防止に配慮した施設の運営に努めてきた。感染症拡大の状況や出演者のご事情を考慮し、やむを得ず開催を断念した事業もあったが、この間、夏休みの時期もはさみ、大人からお子様まで、多くのお客様に対して、感染症拡大防止に配慮し、様々な催し物にご来場、ご来園いただいている。

10月下旬から都内全域では、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向け、基本的対策徹底期間に移行し、3密の回避や飲食店など感染症対策についての協力依頼、イベントの開催について規模要件等に沿った開催の要請があった。

期間中、小平市民文化会館においては、施設の収容定員の制限は維持しつつも、夜間の利用時間は通常の午後10時までに戻し、開館している。

また、12月からは、東京都において新たな基本的対策徹底期間における対応が示されたことを受けて、都内の感染状況が「レベル1」の状況にある間までは、業種別ガイドラインの遵守のもと、大声ありのイベントや施設利用以外の利用については、人数制限を概ね本来の利用可能人数でご利用いただけるようにしている。

なお、これまでの間で小平市民文化会館や小平ふるさと村をご利用のお客様等で体調を崩された方の報告はない。また、当財団に従事する職員やスタッフの新型コロナウイルス感染症の感染もない。

現在のところ新型コロナウイルス感染症の新規感染者の状況は落ち着いている状況であるが、今月に入り都内では、新たな変異ウイルスの拡大の恐れも懸念されているので、当財団としてもその動向には注視をするとともに、今後も引き続き、感染症拡大防止の観点から、国、東京都や市の要請に沿った対応で運営を進めていく。

以上が、当財団の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応状況の報告である。

(2) 報告事項 代表理事の職務執行の状況について

教山議長から、次のような報告があった。

代表理事の職務執行状況について、今回は、本年度上半期の事業及び財務状況等についての報告となる。

上半期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、感染症拡大防止対策に取り組みながら、可能な限り、市民のみなさまに文化芸術の機会を提供できるよう努めてきた。

市民文化会館（ルネこだいら）では、緊急事態宣言の期間もあったが、上半期は15事業を実施し、多くのみなさまにコンサートや演芸などの催し物を提供してきた。鑑賞系事業では、当財団の自主事業であるアフタヌーンコンサートやランチタイムコンサートでチケットを完売した事業もあり、特に夏休み期間中を中心としたお子様向けの企画では、リアルな恐竜が舞台に登場する「恐竜

パーク」や毎年恒例の「ルネこだいら夏休みフェスタ」を実施し、久しぶりに館内でお子様たちの楽しむ姿を見ることができた。事業の実施にあたっては、冒頭で事務局から報告があったとおり、国や東京都の要請を踏まえ、イベントの開催制限や手指消毒・検温をはじめ、可能な限り3密を回避する施設運営に努めている。

残念ながら、感染状況等により公演が中止となった催し物もあったが、コロナ禍にあっても多くの催し物を実施できたのは、私どもの施設を利用されるお客様のご協力があったのものであると感謝している。

次に、施設管理関連としては、維持・管理の一環として、上半期中に13件の修繕を行った。内訳は、空調設備関係4件、衛生設備関係1件、舞台機構関係1件、建築設備関係6件、附属設備関係1件である。

続いて、小平ふるさと村では、コロナ禍の状況もあったが、季節を感じる屋外施設として、感染症拡大防止対策を施しながら開園を維持してきた。催し物では、紙芝居、おりがみ教室や七夕の短冊作りなどの郷土の歴史的文化の継承事業のほか、古民家コンサートや手づくり市などの参加型の事業も開催し、ご来園のみなさまが楽しいひとときを過ごせるよう、努めてきた。一部、連休中や夏の猛暑を考慮し、開催を中止した催し物もあったが、昨今の状況においても比較的高い入園者を維持している。

また、施設管理関連では、管理棟の漏電調査や防火水槽の給水管修繕を行い、適切な維持・管理に努めている。

両施設の来年度の事業計画については、未だコロナ禍の先行きが不透明な状況ではあるが、現状において新規感染者数が比較的落ち着いている状況を踏まえた上で、事業目標を明確に位置付けて、各種の企画を立案するよう指示をした。

また、施設管理についても、お客様の安心・安全の確保という観点から、事務局職員に対し、設備の経年劣化の状況については、市に十分な説明を行い、適切な措置を求めるよう引き続き指示をしている。

最後に監査であるが、先月22日に関口監事及び高橋監事により、令和3年度の期中監査を実施していただき、本年度上半期の事業及び経理事務等の執行について、問題なく処理されているとの監査講評をいただいている。

以上が、私の直近までの職務執行状況である。引き続き、事務局より手元の資料に沿って、詳細を報告する。

続いて、新井事業課長から次のように説明があった。

本年度4月から9月末までの、自主事業と施設の運営状況を説明する。

はじめに、小平市民文化会館である。

小平市民文化会館の自主事業は、年間計画56事業のうち、資料1の令和3年度事業報告の8ページに掲げたように、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、6事業を中止とし、上半期は、15事業を実施し、延べ人数は7,400人であった。

昨年度の上半期は、実施した事業は5事業で、延べ人数は1,361人であったので、昨年度と比較して、6,039人の増である。

個々の事業については、資料1の1ページから7ページまでを参照されたい。

小平市民文化会館の自主事業全体では、1ページから2ページまでの鑑賞系事業は、11公演を実施し入場者数は6,177人で、昨年度と比較して5,126人の増である。3ページの啓発系事業は、1公演を実施し入場者数は559人で、昨年度は計画した事業が中止になったので、559人の皆増である。4ページの育成系事業は、1公演を実施し入場者数は155人で、昨年度は計画した事業が中止になったので、155人の皆増である。5ページの支援系事業は、2公演を実施し入場者数は509人で、昨年度と比較して、199人の増である。7ページの地域の振興に関する事業は、実施した事業はなし、昨年度も上半期は実施した事業はなかった。

合計で15事業を実施し延べ人数は7,400人で、昨年度と比較して6,039人の増であった。

次に、9ページの施設の利用状況について説明する。

大ホールの使用率は62.2%で、昨年度と比較して30.7ポイントの増である。中ホールの使用率は56.8%で、昨年度と比較して28.5ポイントの増である。レセプションホールの使用率は59.3%で、昨年度と比較して26.0ポイントの増である。

ホール以外の施設では、展示室の使用率は59.9%で、昨年度と比較して42.1ポイントの増だったほか、練習室1、2、3を含めたその他施設全体の使用率は74.5%で、昨年度と比較して13.3ポイントの増であった。利用人数は、すべての施設合計44,642人で、前年度と比較して32,806人の増であった。

次に、11ページを参照されたい。上半期の主な修繕実績である。

空調設備では、空調機AHUエア・ハンドリング・ユニット14号機の冷温水管漏水修繕、衛生設備では、雨水排水ポンプ交換修繕、舞台機構では、中ホール舞台用スピーカー更新修繕、建築設備では、レセプションホール階段手摺設置修繕などを行い、施設の適切な維持・管理に努めた。

下半期についても、年度当初に掲げた計画修繕、その他緊急修繕など建物、施設の保全を図る予定である。

次に、13ページの施設の管理運営に関する事業について説明する。

今年度上半期は、世界のピアノ弾き比べ体験会を開催した。これは公募した演奏者が、1組あたり持ち時間の60分間以内で、当館が所有する世界三大ピアノの一つであるベーゼンドルファーやスタインウェイ、また日本のヤマハの3台のグランドピアノを大ホール舞台に一同に並べ、自由に演奏体験や弾き比べができる企画で、ホールの認知度及び利用率の向上、並びにピアノの維持保全を図った。

以上が小平市民文化会館の本年度4月から9月末までの自主事業と施設の運営状況である。

次に、小平ふるさと村の自主事業と施設の運営状況を説明する。

小平ふるさと村の事業については、年間計画45事業のうち、資料1の令和3年度事業報告の8ページに掲げたように、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で6事業を中止し、上半期は15事業を実施して、展示事業を除いた延べ人数は2,264人であった。

昨年度の上半期は、実施した事業は5事業で参加者数は251人だったので、昨年度と比較して、2,013人の増である。

個々の事業については、資料1の6ページから7ページまでを参照されたい。

小平ふるさと村の自主事業全体では、郷土の歴史的文化的の継承事業については、6ページの参加

事業は、7事業を実施し参加者数は483人で、昨年度と比較して232人の増である。同じく6ページの展示事業は、3事業を実施し観覧者数は8,622人で、昨年度と比較して5,686人の増である。7ページの地域の振興に関する事業は、5事業を実施し参加者数は1,781人で、昨年度は計画した事業が中止になったので1,781人の皆増である。合計で15事業を実施し、展示事業を除いた参加者数は2,264人で、昨年度と比較して2,013人の増となっている。

次に10ページの入園者数について説明する。

上半期の入園者数は26,594人で、昨年度と比較して14,823人の増であった。

次に12ページの上半期の主な修繕実績を説明する。

上半期は、管理棟漏電調査、コンセント修繕、防火水槽給水管修繕、管理棟他カーテン取付修繕を行い、施設の適切な維持・管理に努めた。

以上が小平ふるさと村の、本年度4月から9月末までの自主事業と施設の運営状況である。

事業報告の説明は、以上である。

続いて、首藤事務局長から財務諸表等について説明があった。

資料1の14ページの貸借対照表について説明する。当年度9月末時点の状況であるが、Ⅰの資産の部は、1の流動資産と2の固定資産を合わせ、6億1,800万7,886円である。Ⅱの負債の部は、1の流動負債が540万9,098円である。Ⅲの正味財産の部は、1の指定正味財産と2の一般正味財産を合わせ、6億1,259万8,788円である。これにより、最下段の負債及び正味財産の合計は、6億1,800万7,886円となっている。

次に、15ページの貸借対照表内訳表は、当年度9月末時点の公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の会計区分ごとの内訳を示したもので、右端の合計欄は前のページで説明した貸借対照表の各項目の金額と一致している。

次に、16ページから、当年度9月末時点の正味財産増減等の状況について説明する。

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの正味財産増減計算書上段の、Ⅰの一般正味財産増減の部の1経常増減の部の(1)経常収益であるが、合計で2億4,135万2,405円となっている。

同ページ中段以降の(2)経常費用であるが、①事業費については合計で1億8,438万7,612円、②管理費については17ページ上段の管理費計のとおり144万3,475円となっている。

したがって、その下の当期経常増減額及び2の経常外増減の部の(2)経常外費用の当期一般正味財産増減額は、ともにプラス5,552万1,318円となり、一般正味財産期末残高は、1億1,259万8,788円、また最下段のⅢの正味財産期末残高は、6億1,259万8,788円となっている。

上半期の執行状況であるので、今後も催し物の開催によるチケット売上などの収益やコンサートなどの公演終了後の費用の支出が見込まれる。現在は収入が先行しているが、期末に向け、財団の事業も進んでいくため、全体としての収支の増減は今後も変動があるものと考えている。

次に、18、19ページは、当年度9月末時点の正味財産増減計算書の会計別内訳である。右端の合計欄は、今説明した正味財産増減計算書の当年度9月末の各項目の金額と一致している。

次に、20ページの令和3年9月30日現在の財産目録であるが、貸借対照表の明細を示すもの

として、預金口座や地方債等の明細を記載している。

次に、資料2の附属資料は、1～6ページが委託契約、7ページが物品契約、8～9ページが貸借契約の契約台帳である。

また、参考資料のうち資料3は、貸借対照表と正味財産増減計算書の当年度9月末と前年度9月末との比較表である。資料4は、市民文化会館と小平ふるさと村の今年度の自主事業計画である。

以上が本年9月までの財務諸表等の説明であるが、代表理事から報告のあったとおり、先月22日には、本日お見えの関口監事及び高橋監事により、期中監査を実施していただいた。

全体として、本年度上半期の事業及び経理事務等の執行について、法令や定款などに照らし合わせて、問題なく処理されているとの監査講評をいただいている。

また、監事からのご意見として、附属資料の契約台帳類について落札率の状況や変化がわかる資料や他市も含めた特命契約の状況の把握についてアドバイスがあった。事務局としても、鋭意努力をしてまいりたい。

次に、参考資料の資料5、数値目標の9月末時点の中間実績を報告する。まだコロナ禍の影響から抜け出した状況ではないが、最近の新規感染者数の減少傾向を反映し、少しずつだが客足が戻りつつある傾向が明確になってきている。今回の報告は半年分の集計であることをあらかじめご了承ください。

まず、数値目標1の小平市民文化会館（ルネこだいら）の年間入場者数であるが、9月末時点の実績値は、44,642人である。感染症拡大防止に配慮しながらイベントを開催する機会が増え、概ねコロナ禍前の通常の利用状況に戻りつつある状況である。

次に、数値目標2の小平ふるさと村の年間入場者数であるが、実績値は、26,594人である。今後も屋外や少人数の実施など、状況に応じた魅力ある催し物を開催していく。

次に、数値目標3の小平市民文化会館（ルネこだいら）の自主事業における来場者の満足度である。コロナ禍の中ではあったが、上半期は高い実績値を示している。エネルギーなプロの演奏や質の高い舞台など、催し物の内容が評価された結果であると受け止めているところである。

次に、数値目標4の小平ふるさと村の自主事業における来場者の満足度であるが、上半期はアンケートを実施した事業が少なく、折り紙教室のみの評価ではあるが、参加者に高いご満足をいただいている状況を確認している。

次に、数値目標5の貸館利用者の満足度の確保であるが、下半期にアンケート調査を実施する予定であることから、上半期はブランクになっている。

最後に、数値目標6の小平市民文化会館（ルネこだいら）が実施する自主事業数に占める鑑賞系事業以外の事業数の割合であるが、上半期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、やむを得ず中止とした事業もあり、多少実績値に影響が出ているが、下半期では、出前コンサート、自衛隊等音楽隊の演奏会や吹奏楽フェスティバルなど様々な事業が予定されているので、今後は目標に近づいていくものと考えている。

以上が本年度の数値目標の9月末時点の中間実績である。

続いて、前回の決算監査後に実施された役員会での意見や要望と当財団の対応等について、概要を紹介する。

はじめに、5月末に開催した理事会であるが、コロナ禍の中の数値目標の見直しについて意見を

いただいている。先ほども数値目標の状況を説明したが、人の流れも徐々に上向きに変化をしてきており、当財団が掲げている目標と同じ方向になってきている。今後も、ご意見を踏まえながら、コロナ禍以前の目標に近づけるよう、努力をしていく。

続いて、6月に開催した評議員会である。当日は大きく5点、意見や要望があった。

1つとして、インターネット配信についてである。現状確認や実施に向けた研究・検討のご要望などがあったが、当財団としてもその有用性は認めており、館内の効果的かつ経済的なインターネット配信が可能となるような環境整備の検討や、催し物の主催者よりインターネット配信のご要望がある際には、当財団として必要な協力を行っている。実績としては、5月に当財団の自主事業として、小平ふるさと村で開催した民謡やポップスによる「古民家コンサート」のライブ配信。8月に共催事業としてルネこだいらで開催した「ストリート・ピアノ・コンサート」のストリーミング配信。こちらは収録後、視聴チケットをプロモーターが発売する形で実施している。また、10月にはルネこだいらの大ホールにおいて小平第三中学校吹奏楽部全国大会出場記念演奏会が開催され、学校側の取組みとしてライブ配信が行われている。さらに、先月28日の日曜日にも、平櫛田中彫刻美術館で開催した当財団の出前コンサートにおいて、和楽器である胡弓の演奏のライブ配信を実施している。

2つとして、財務関係についてである。令和2年度の財団運営は、コロナ禍の影響を大きく受けたが、休館・休園による予算の執行残の取扱いや催し物の中止・延期などに対する懸念が寄せられた。当財団としては、関係法令に基づいた収支相償を満たしつつ、予算の有効活用について研究・検討を進めているところである。

3つとしてコロナ禍の影響についてである。施設の使用率への影響について質問があったが、昨年度は大ホールや中ホールなどのホール系は、催し物の中止により大きく減少したが、練習室は高い使用率であったことを説明した。

4つとして、「吹奏楽のまち」の推進についてである。コロナ禍でコンクールが中止になり、動画を活用した審査が広まる中で、学校側が利用しやすい環境整備について要望があった。当財団も、要望にあったような施設の利用は今後増えると考えており、研究を進めるとともに、現状で可能な限り対応を進めていく。

5つとして、出前コンサートについてである。今後も小学校や障がい者施設への出前コンサートを継続してほしいという要望をいただいている。当財団では、例年市内の公立小学校4年生から6年生までを主な対象として、概ね3年間の間に1回、児童に生の演奏を体験する機会が創出できるよう、プロの演奏者による出前コンサートを実施している。例年、事前に市内の公立小学校の希望を確認し、6校程度の小学校や障がい者施設への出前コンサートを実施しており、本年度についても、継続して事業に取り組んでいるところである。

以上が、前回6月の評議員会の概要及び当財団の対応等である。

長時間の説明となったが、職務執行状況の報告は以上である。

栗山理事 コロナ禍以前の状況に戻りつつあるというのはよく理解できたが、数値目標を変えずに目指していくということであれば、2020年度比だけでなく、2019年度比も示して説明されているとコロナ以前の状況と比べてどうかを理解しやすい。来年の事業報告ではそういった点も含めて説明してほしい。

首藤事務局長 数値目標は元年度に入る段階でそれまでの実績を踏まえて設定したもので、積極的な目標として掲げているものである。社会全体としてもそうであろうが、目指すところは財団の運営がコロナ以前の状態に戻ることであるので、引き続き努力していきたい。

(3) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度事業計画(案)について」

教山議長の求めに応じて、新井課長から次のような説明があった。

現在、関係各所と調整を行っている公演もあり、日程や出演者等が確定していないものもあるが、現時点において概ね調整が整っている令和4年度の自主事業の計画案について、概要を述べる。

小平市民文化会館は55事業、小平ふるさと村は44事業を計画している。

初めに、第1号議案資料の4ページの令和4年度、小平市民文化会館自主事業計画(案)について説明する。

令和4年度は、新たに三つの事業目標を掲げ、事業を計画していく。一つ目は、社会環境の変化に対応した事業の実施である。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、感染症拡大防止策を講じながら、文化芸術活動を充実させるため、取り組みにとらわれず、創意工夫を重ね、従来のこの中で大きく変化している社会環境に対応した事業を計画していく。

二つ目は、吹奏楽のまち小平の推進である。中学生から社会人等に至る各世代にわたって、吹奏楽の活動が盛んな吹奏楽のまち小平をさらに推進するため、吹奏楽の魅力に興味を持つきっかけとなるような良質な演奏会や、小学校、障害者施設への出前コンサートを計画するほか、演奏する楽しさを体験できるプロの演奏家による楽器クリニックや合同演奏会を計画する。

三つ目は、次世代育成事業の充実である。次世代育成を演奏会等の担い手育成と、新たな顧客育成の二つの視点で事業を計画する。担い手の育成では、将来の活躍が期待される若手アーティストを積極的に起用する演奏会等を計画する。また、新たな顧客育成として、子育て世帯や家族等と一緒に楽しめる事業を計画する。

次に、第1号議案資料の3ページの令和4年度小平市民文化会館自主事業種別月別計画表(案)について説明する。

表の一番左の列に鑑賞事業の計画案を掲載している。5月に声明コンサート、6月に森麻季ソプラノリサイタル、7月に声優朗読劇、9月にキエフクラシックバレエ白鳥の湖、12月にフレッシュ名曲コンサートなどを計画している。このほか、人気の落語公演としては、気軽に楽しめる1000円寄席「ルネお笑い演芸館」を5月と12月に、寄席の公演を6月と1月に計画している。平日夜に1時間公演のワンアワーコンサートでは、若手の注目株や中堅の実力派の演奏家を迎えて、9月・10月・11月に3回計画をする。また、平日昼に1時間公演のランチタイムコンサートを5月・8月・9月・11月・3月に5回計画している。子育て世帯や家族等と一緒に楽しめる事業としては、5月に米村伝次郎サイエンスショー、7月にベネッセ英語コンサート、11月にタップダンスエンターテイメントショーを計画している。

次に、表の左から2番目の列に啓発事業の計画案を掲載している。啓発事業では、8月にルネこだいら夏休みフェスタを、アウトリーチの出前コンサートでは、市内の小学校を対象に、吹奏楽のコンサートを、6校程度実施する予定で計画をしている。その他に、吹奏楽のまち小平の推進事業として、7月に航空自衛隊音楽隊演奏会、12月に陸上自衛隊中央音楽隊、3月に東京消防庁音楽

隊演奏会を計画している。

表の左から3番目の列には、育成支援事業の計画案を計画掲載している。4月には春の高校演劇スペシャル、5月には小平雨情うたまつり、7月にはホリデーコンサート、9月には市民ピアノリレー、12月には小平合唱団演奏会を計画している。

また、吹奏楽のまち小平の推進事業としては、10月に東京吹奏楽団による楽器クリニックと合同演奏会を計画している。3月の吹奏楽フェスティバルでは、市内の中学高校の吹奏楽部の定期演奏会を集中的に開催することを計画するとともに、地域の市民吹奏楽団によるたまほくミュージックフェスティバルを計画し、吹奏楽のまち小平の機運を盛り上げていきたいと考えている。

表の右から2番目の列には、歴史的文化の継承及び地域の振興事業の計画案を掲載している。11月に、「みんなのまちこだいら」と題して児童絵画コンクールを、1月には丸いポストフォトコンテストを、3月にはルネフォトコンテストと3つの展示事業を計画しているほか、10月には市内の障がい者施設への吹奏楽の出前コンサートを実施する予定で計画している。

表の一番右の列には、小平市からの受託事業と施設の管理運営事業の計画案を掲載している。小平市から受託する事業については、小平市から成人式の業務の一部を受託する計画としている。施設の管理運営事業では、10月にコンサート中にテロが発生したことを想定して、お客様にも実際に避難訓練に参加していただく避難訓練付きコンサートを計画している。

以上が令和4年度の小平市民文化会館の自主事業計画案の概要である。

次に、第1号議案資料の6ページの令和4年度小平ふるさと村自主事業計画（案）について説明する。令和4年度は、3つの事業目標を掲げ、事業を計画している。

一つ目は、社会環境の変化に対応した事業の実施である。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、感染症拡大防止策を講じながら、文化芸術活動を充実させるため、従来の取り組みにとらわれず、創意工夫を重ね、柔軟な対応をとりながら、コロナ禍で大きく変化している社会環境に対応した事業を計画する。

二つ目は、地域の歴史伝統文化の継承である。伝統行事の展示や伝統文化の体験教室など、地域の歴史や文化を楽しむ催しを行う。学び体験の機会を創出することで、来園のきっかけを作り、施設の知名度を向上する。また、価値ある遺産を後世に継承するとともに、施設の有効活用を図る。

三つ目は、地域の振興とにぎわいの創出である。来園者が集い楽しむことのできる魅力ある催しを、様々な団体と協力して行い、地域に活力を生むにぎわいを作り出す。

次に、第1号議案資料の5ページの令和4年度小平ふるさと村自主事業種別月別計画表（案）について説明する。

表の左半分の列に今日の歴史的文化の継承に関する事業の計画案を掲載している。郷土学習事業として、5月に紙のこいのぼり作りのほか、6月、9月、3月にも、郷土学習事業を計画している。また、6月には七夕短冊作り、12月には餅つき体験会・鏡餅の展示、1月には節分の豆まきといった日本の伝統行事を体験できる事業を計画するほか、参加型事業として、4月にベーゴマ大会、11月を除く第3日曜日に、紙芝居サークルとの共催事業で、紙芝居を楽しもうを計画している。展示事業については、4月に鯉のぼり・五月人形の展示、7月に盆棚の展示、9月に十五夜の展示、10月に十三夜の展示とおかさまの展示、11月に亥の子のぼたもちの展示、エベスコの展示、12月に郷土かるた・昔遊びの展示、1月にあぼひぼの展示、まゆ玉の展示、エベスコの展示、昭和の結婚式の展示、2月にひな人形の展示と、小平に伝わる年中行事の展示を季節ごとに行う計画

としている。

表の右半分の列に地域の振興に関する事業の計画案を掲載している。小平ふるさと村の特性を生かした事業を計画して、小平ふるさと村に賑わいを持たせるとともに、地域の振興を図る。

主な事業としては、4月に小平市がたけのこ公園などで開催する花まつりに合わせて、鈴木ばやし保存会、武蔵野手打ちうどん保存普及会、小平市茶道華道友の会などと連携して、「花まつり」を計画している。また、5月には古民家コンサートを計画していく。8月には、小平の夏の風物詩として定着した「小平グリーンロード灯りまつり」に合わせて、鈴木ばやし保存会、武蔵野手打ちうどん保存普及会、市内の大学などと連携して、小平ふるさと村を灯りまつりの会場の一つとして参加することを計画している。11月には、武蔵野手打ちうどん保存普及会と共催で、麦まき日待ち秋のまつり、3月には、ふるさと村寄席を計画しているほか、4月と12月には、小平ふるさと村を会場とする、手づくり市の開催を計画している。その他、通年の事業として観光案内を行い、また、特産品販売事業として市内事業者の特産品の販売を計画している。また、JA東京むさしと連携して、例年は年2回程度実施している小平産の花苗などを販売する「園芸大市」についても、引き続き連携、協力していく予定である。令和4年度についても、小平市や小平市文化協会、関係団体と連携して、事業を計画していく。

以上が、令和4年度小平ふるさと村の自主事業の計画案の概要である。

事業計画の説明は以上である。

栗山理事 花まつりや灯りまつりの連携先として、武蔵野手打ちうどん保存普及会の名前が挙がった。コロナ以前は土日にうどんの提供をしていたが、現在は休止している。うどんの提供については今後どのような予定になっているか。

新井事業課長 武蔵野手打ちうどん保存普及会とは不定期に意見交換、状況確認を綿密に行っている。現在ふるさと村でのうどん提供の再開には至っていないが、どのような形で再開できるかについては模索中である。今のところ4人を超える人数での会食については制限があるという点は共通認識として持っているので、新たな形でできる方法がないかと意見交換を重ねているところである。

栗山理事 質問した背景には、文化庁が行っている「100年フード」という事業がある。日本各地の伝統料理や郷土料理を文化庁が申請を受けて認定していく事業であるが、私から声をかけて現在武蔵野手打ちうどん保存普及会が申請に向けて準備中である。文化庁からそういった形で認定を得れば注目されると思われるので、その前にコロナ以前のように戻っていると望ましいと考える。

剣持理事 関連してふるさと村について述べたい。育成事業の充実が一つのテーマとして挙げられているが、計画された内容を見ても次世代感に乏しいように感じる。ただイベントを実施するだけではなくて、集客力、集客論が必要なのではないか。次世代につなげるということは大変重要なことであるので、これからも私も一緒に考えていきたい。

新井事業課長 剣持理事の指摘のとおり、展示をしているというだけで来園を望むのは難しい。例えば明日開催される手づくり市のように、「知り合いが出店する」というきっかけで来園をしていただき、実はそこに伝統的なものがあるということを二次的に触れていただく形がある。今、コロナ禍前に近い来園者に戻りつつあるが、グリーンロードを散歩や

サイクリングする方にふらっと寄っていただく中で、そのように二次的に触れていただく。そこでどのように感じていただけるか工夫を重ねていきたい。

剣持理事　やはり物販や飲食のようなもので、まず足を止めてもらうことが有効であるかもしれない。今後も検討課題にしてほしい。

篠宮理事　ふるさと村について、令和4年度事業計画を見ると例年の事業のように思われるが、新規の事業はあるのか。そういった検討はされたのか。

新井事業課長　表の項目だけで見ると例年実施しているものが多いが、手づくり市などの事業を新たに始めたり、従来の事業でもコロナ対策のために屋内で大人数では実施できないので内容を大きく変えて計画したりしている。コロナ禍をきっかけにという部分は大きいですが、表題は同じでも内容が従来とは変わっている事業が多い。

他に質疑はなく、教山議長が第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度事業計画(案)について」の承認を諮ったところ、全員意義なく、本案は原案どおり承認された。

(4) 第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度第2回定時評議員会の招集について」

教山議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のような説明があった。

本案は、評議員会招集について、定款第17条第1項の規定により、評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集することとなっていることから、その招集の承認決議を得るものである。案件としては、定款第7条第1項において、先ほど審議いただいた議事日程第2の第1号議案については、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならないと規定されていることから、令和3年12月24日(金)午前10時から当館において、第2回評議員会を開催し、審議をお願いする予定である。

質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(5) その他

首藤事務局長から次のような説明があった。

現在、小平市議会12月定例会において、「小平市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が提案され、議決されたところである。主な改正内容であるが、期末手当の年間支給月数を0.1月分引き下げるものである。当財団の給与制度については小平市に準じており、期末手当の細目は要綱で定めていることから、当該要綱について市と同様の内容で改定を行うものであることを報告申し上げる。

報告は、以上である。

永瀬総務担当主任から、今後の理事会日程について3月に定時理事会を予定している旨の連絡があった。

午後 3 時 3 0 分、教山議長が来館による出席者とオンラインによる出席者において、双方向性、即時性が支障なく意見表明・決議されたことを確認し、閉会を宣言し会議は終了した。

